

22. 会社設立について

外国法人は、**チェコ企業家と同等な条件及び範囲内**で不動産取得を含む商取引を行う権利がある。単独事業主或いは共同設立者として会社を設立でき、既存のチェコ企業に参入できる。

外国法人は、**チェコで登録した支店、またはチェコ法人を設立すること**によりチェコ国内で事業を行うことが可能になる。4種類の法人形態のうち有限会社 (s.r.o.) と株式会社 (a.s.) が最も一般的である。法人の名称は独自であることが条件となっている。また、チェコ国外に本社を構え外国法上でビジネス目的で設立された法人は、所定の条件を具備すればチェコに登録事務所を移転できる。

支店

支店は**チェコ法人ではなく**、外国法人の代表として機能し、責任を伴う。定められた事業活動以外は実施できないため、**商業登記に当たってその事業活動を詳細に明記する義務がある**。また、外国法人を代表し支店業務を担当する権限を与えられた代表者を任命する必要がある。代表者を商業登記に登録しなければならない。

支店の親会社の設立時に適用された法律が支店の内部取引にも適用される。

2002年1月以来、チェコにおける外国法人の支店は制限なく不動産を取得できる。

有限会社 (SPOLEČNOST S RUČENÍM OMEZENÝM (s.r.o.))

有限会社は、中小企業が一般的である。その設立は、単独 (個人または法人) の設立証書或いは上限 50 名の法人または個人が締結した設立趣意書による。ただし、単独出資者の有限会社は他の有限会社を設立或いは所有することが不可である。個人一人は 3 社以上の有限会社の単独出資ができない。設立証書、設立趣意書共に公正証書でなければならない。設立文書により定款を発行するかどうかを規定する。

有限会社は株を発行しない。出資者の拠出額により会社の持分及びそれに伴う権利と義務が決まる。持分は資本金への拠出額で基本的に決まる。

最低資本金は CZK 200,000 である。現金以外の出資は商業登記する前に払い込む必要がある。公認鑑定士の評価した現金以外の出資の価値を設立証書或いは設立趣意書に明記しなければならない。現金の拠出額の最低 3 割は商業登記前に払い込む必要があり、払込済みの総出資額及び現金以外の出資額は最低 CZK 100,000。出資者は一人の場合、資本金の総額を商業登記前に払い込む必要がある。

企業統治は、株式会社より簡易である。有限会社は取締役会を設置しない。法的な経営責任者を一人もしくは複数任命する。法律ではその人数を制限しない。経営責任者は総会或いは総会の権限を発揮する単独出資者により任命される。設立証書または設立趣意書 (存在している場合) に規定しない限り、経営責任者は各々会社の代表として業務遂行をする。また、監査役会の設置は法的に要求されないが、設立証書または設立趣意書の定めによれば設置可能である。監査役会は総会にて選任された最低 3 人の構成員から成り立つ。

有限会社における持分は株式会社の株ほど容易に譲渡できない。書面の合意書が必要になる。設立趣意書に定めがない場合、総会の承認を得た上で出資者が他の出資者に自分の持分を譲渡できる。設立趣意書に定めがある場合、出資者が自分の持分を第三者に譲渡できる。その条件として設立趣意書に総会の承認を定めることができる。単独出資者の場合は、持分は常に第三者に譲渡可能。

株式会社 (AKCIOVÁ SPOLEČNOST (a.s.))

株式会社は、大企業に適用される。設立は、法人の単独株主の場合は、設立証書により、複数株主 (個人・法人) の場合は、設立趣意書による。設立証書、設立趣意書共に公正証書でなければならない。株式会社は定款を発行する必要がある。

無記名株式は自由に譲渡できるが (現在、現行法規における無記名株式の存続は話題になっているものの、関連する法案が最近チェコ国会下院で否決されたのでご注意ください。)、登録株式の譲渡は定款により制限されることが可能である。登録株式は記帳した株の場合は、新規所有者を中央証券保管機関へ登録することによって譲渡される。

最低資本金は CZK 200 万であり、公募により設立される場合は、CZK 2,000 万である。株主は定款に定めた期間内 (遅くとも設立後一年以内) に発行株価額を払い込む義務がある。株式会社の法定機関は取締役会である。株主が一人の場合を除き、取締役会の構成員は 3 人以上でなければならない。構成員の選任・解任は、総会或いは定款の定めに応じて監査役会により実施される。取締役会は、総会及び監査役会の決定事項以外の事項を決定する。

株式会社は、取締役会の活動及び会社の運用を監査する監査役会を設置する必要がある。監査役会の構成員は最低 3 人であり、3 で割れる人数でなければならない。50 人以上の正社員を要する場合、監査役会構成員の 3 分の 1 を正社員が選任する。登録資本金増額に関する総会の決議或いは定款により当社社員が他の株主より良好な条件下で株を取得可能に規定できる。しかし、社員株に関する決議がされた時点で、社員が全額を支払う対象でない株式の発行価格または購入価格の総割合は、登録資本金の 5%以下でなければならない。

営業許可証及び企業代表

商業登記に先立ち、会社は営業許可証を取得する必要がある。事業によって開業許可証が必要である。そのため、営業許可証の要件に合致することに責任を有する代表者(チェコ語で“odpovědný zástupce”)を任命しなければならない。一般的な事業活動(チェコ語で“volná živnost”)に関して代表者の任命が要求されない。会社の各々の活動ごとに代表者を指名する必要があるが、一人の代表者は複数の営業許可証の活動に責任を持つことが可能。一人の代表者は、4 人以上の企業家の下で同じ機能を果たすことが不可。

2006 年 8 月 1 日以来、営業許可証申請と共に税務登録(ほぼあらゆる種類の税)を行うことができる。

責任

株式会社の株主は、その負債及び債務に責任を負わない。有限会社の出資者は、登記された資本金のうち未払分のみ連帯で責任を負う。

商業登記

裁判所の管理している商業登記 (www.justice.cz) を終了してはじめて会社が正式な法人格を持つ。会社の法定機関は、会社設立後或いは営業許可証やそれに相当するものの発行から 90 日以内に商業登記を申請する必要がある。2005 年 7 月 1 日以来、商業登記の共通所定書式が使用されるようになった。登録裁判所は、会社の登録或いはその他の決議を稼働日 5 日以内に下す義務がある。下さない場合は、6 日目が登録済みと認定される。

商業登記に必要な書類は以下のとおりです：

- 発起人の有効な設立証明書及び代表者の代表権限(両方共 3 ヶ月以内のもの)、
- 設立書類(設立証書または設立趣意書)、
- 取締役の署名見本(会社の法定機関の構成員)、
- 登録資本金の要求最低額が払い込まれた証憑(通常は銀行明細書)、
- 法定機関及び監査機関の構成員が署名した信憑性申告書及び商業登記される合意書、;
- 各代表者及び監査役会構成員の無犯罪証明書(犯罪記録の抄本。また、代表者は EU 加盟国籍の者の場合、その出身国或いは最後に滞在した EU 加盟国の犯罪記録の抄本も必要である。非 EU 圏の出身の場合は、出身国の犯罪記録の抄本が求められる。これらの証明書・抄本は 3 ヶ月以内のものとする。)、
- 営業許可証記録の抄本或いは事業活動に関する他の許可、
- 登録事務所の所在地の使用権を証明する書類(所有権、所有者の合意書)、
- 会社設立に関連して商業登記される者(すなわち執行役)の委任状(チェコ国内に郵便物を届ける住所を持たない外国人は義務)。

不動産取得

2009 年 5 月 1 日以降、EU 域または EU 域外の個人は、チェコ共和国において不動産取得の範囲と性質に制限がない(ただし、農業用地及び森林の一部である土地を除く)。チェコ滞在許可証またはビザを取得した外国人に限るという本来の「法的障壁」が解除された。故に、チェコ国民と同等の条件下で不動産を取得できる。

2009 年 5 月 1 日以降、EU 域または EU 域外の外国法人は、チェコ共和国において制限なく、チェコ法人と同等な条件下で不動産を取得できる(ただし、農業用地及び森林の一部である土地を除く)。会社の所在地、チェコ国内の拠点の設立、事業活動を行う権利という従来の本来の法的条件が解除された。チェコの外国為替法は、上記のことに関係する、実質上無力というものの、形式上の規制を規定しているのでご注意ください。現在チェコ国会下院で法的規制を解除する法案が審議されている。

不動産のあらゆる購入や譲渡を当該の土地登記所に登録しなければならない。不動産譲渡税は、売却価額か評価額のどちらか高い方の 3% が課せられ、売却者が支払う。購入者が保証人として不動産譲渡税を支払う約束をする。不動産譲渡税申告は税務署に申告し、土地登記所への登録から 3 ヶ月以内に納税する義務がある。

